

第3節 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

1 ひとを育てる～環境学習・環境教育の推進～

1-1 学校教育における環境学習・環境教育

(1) 総合的な学習の時間等における教育の推進

各学校において、各教科、総合的な学習の時間等における環境教育に関する全体的な計画を作成し、これに基づき学校や地域の実態・特性を十分に活かした横断的・総合的な環境教育を推進します。

(2) 「学校環境デー」の取組

県内の全学校・園では、「学校環境デー」（6月5日）を中心とした時期に、創意工夫ある活動を行うことを通して、環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境づくりや環境に配慮した望ましい行動が取れる児童生徒の育成を図ります。

(2) 環境教育指導者の育成

子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう、教員を対象として、三重県教育委員会事務局研修担当（総合教育センター）において、体験や学習を通して学校現場に応用可能な手法を研修する講座「環境教育」を開催します。また、インターネットを活用した「ネットDE研修」において環境教育に関する研修講座を2講座配信し、勤務校等で効果的・効率的な研修ができるようにしています。

1-2 地域や社会における環境学習・環境教育

(1) 地域における環境教育・環境学習機会の提供

県内の学校、地域団体、市町等の要望により地域に出向いて講座を実施するとともに、市民向け環境講座など三重県環境学習情報センターの講座の開催により、環境教育・環境学習の機会を積極的に提供していきます。

(2) 子どもを対象とした環境教育・環境学習の推進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、子ども向け環境講座やMieこどもエコフェアの開催など、子どもを対象とした体験型の環境教育・環境学習を推進していきます。

(3) 地域にある環境資源を活かした環境教育への支援

地域住民が主役となり、地域の自然や歴史、文化などを守り伝えるとともに、人々の交流や学びの場を提供することをめざした宮川流域エココミュニティの取組を推進するため、宮川流域案内人の活動を支援します。

また、学校教育との連携を図り、地域の資源を活かした環境教育に関する情報を提供します。

1-3 環境学習・環境教育の拠点施設の活用

(1) 三重県環境学習情報センターの活用

ア 見学受入と体験教課の実施

団体見学の受入については、展示ホールの見学と体験講座をセットにして実施することにより、より効果的な環境教育・環境学習を提供します。

イ 企画展示コーナーの充実

展示ホールに設置した月替わりの企画展示コーナーを利用して県内の環境に優しい取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などの活動を紹介します。

(2) 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、運営スタッフ「モリメイト」を募集し、森林公園事業の運営への提案、参画による利用者参画型の運営を促進します。

(3) 新県立博物館の活動

平成26年の開館に向けて、環境学習の場としての施設整備及び自然環境保存のための人材育成支援と主体的に活動する組織の整備を進めます。

2 担い手となる主体を広げる～環境活動の促進～

2-1 指導者の育成

環境教育・環境学習指導者の養成

広く環境に関する知識を身につけ、体験型・参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

4章3節

計画の実現に向けた
仕組みづくり・基盤づくり

2-2 環境保全活動の支援

(1) 道路、河川等の清掃

道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道事業」により地域住民及びボランティア団体等による一定範囲の草刈、清掃を支援します。

また、ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。

(2) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林ボランティア初心者向けの研修会を開催する団体に対して支援します。

(3) 宮川流域ルネッサンス事業の推進

宮川流域ルネッサンス事業は、「宮川流域ルネッサンス協議会」が主体となって、宮川ルネッサンス事業の理念を引き継ぐ事業方針を策定し、取組を行っています。県は引き続き同協議会に参画し、地域を支える多様な主体との協働のもと、地域資源を生かした自発的な地域づくりの取組を推進していきます。

県は流域の多様な主体が参画する地域主導の取組を進めるとともに、普及啓発活動や住民との協働に継続して取り組みます。

2-3 各主体の連携による環境保全活動の促進

(1) 連携による環境教育実践活動の促進

平成 17 (2005) 年 6 月に策定した「環境保全活動・環境教育基本方針」に基づき、地域における環境教育の展開を目的として、子ども向け環境教育プログラムであるキッズ ISO14000 プログラムを実施する学校と、社会貢献の一環としてこれを支援する企業との調整など、多様な主体の連携による取組を進めます。

(2) サマーエコスタイルキャンペーン

これまでに取り組んできたサマーエコスタイルキャンペーン（夏季の適正冷房と軽装勤務）を継続するとともに、県内事業所に同キャンペーンを展開します。

夏季の適正冷房と軽装勤務実施期間

平成 24 年 5 月 1 日から 10 月 31 日まで

3 環境経営を進める

3-1 環境経営の促進

(1) 小規模事業所に向けた EMS 導入事業

小規模事業所の環境経営を促進するため、取り組みやすく費用負担の少ない環境マネジメントシステム (EMS) である「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム：ミームス (M-EMS)」の普及を一層進めます。

(2) 企業間連携の推進

「企業環境ネットワーク・みえ」への加入を促進するとともに、会員企業が中心となって企業間連携や行政との協働により、自主的な環境活動を展開し、環境経営を促進します。また、「みえ・グリーン購入倶楽部」等の他のネットワーク組織との連携を強化し、活動の広がりをめざします。

(3) P R T R の推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律 (P R T R 制度) に基づき行うとともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、ホームページ「三重の環境」、パンフレット等を用い、広く P R T R 制度の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表し、事業者の自主管理を促します。

(4) 日本環境経営大賞の実施

全国の事業者等を対象とする「日本環境経営大賞」については平成 23 年度第 10 回をもって終了しましたが、平成 24 年度からは「みえ環境大賞 環境経営部門」において県内事業者等による環境経営の優れた取組を表彰することで、県内における環境経営の普及に取り組んでいきます。

(5) 県における環境経営の推進

ア 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001 をツールとしてより積極的な取組を進めていきます。

イ 環境調整システムの充実

環境調整システムの充実・強化を図るため、

第4章 今後の取組

平成13(2001)年度に対象事業範囲や環境配慮検討書の様式の見直しを行い、「環境調整システム推進要綱」を改正するとともに、平成14(2002)年度からは、より効果的な検討を行うため、環境調整システム推進会議を設置しています。

ウ 市町における環境経営の促進

市町のEMS(環境マネジメントシステム)取組の向上を図るため、環境経営に関する情報提供を行います。

3-2 環境・エネルギー関連分野への取組促進

(1) 環境ビジネスの育成・振興

新たな成長産業として、研究開発の促進や企業誘致などによる環境・エネルギー関連産業の集積促進、企業の生産プロセスの変革や新エネルギー導入による「スマートライフ」の促進による産業振興などに取り組んでいきます。

また、クリーンエネルギーバレー構想を推進するため、国内外の企業や大学等の有識者をメンバーとした「スマートライフ推進協議会」を設置するとともに、県内中小企業の環境・エネルギー関連分野への進出を促進するため、新技術・新製品の開発をめざしたネットワークづくりを支援します。

(2) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し必要となる資金の融資を実施します。

4 仕組みをよりの確に運用する

4-1 環境活動が評価される仕組みの運用

みえ環境大賞

これまでの「みえ環境活動賞」をリニューアルして「みえ環境大賞」を設け、個人、NPO、企業、学校等が行う環境保全等の活動や環境経営の取組の中から、特に優れた取組を称えとともに、その活動を広く紹介することで、県内における環境活動を促進します。

4-2 環境影響評価等の実施

平成11(1999)年6月12日から全面施行し

た「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

4-3 公害事前審査制度の活用

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度で、事業者に対して、環境法令に基づく排出基準の適合性の確認だけに限らず、工場等の業種及び地域特性に応じて、周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減しているかどうか等審査を行います。

4-4 環境保全協定の締結促進

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かい対応を行うことができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

4-5 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求等の制度により、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

5 技術・情報基盤をより充実する

5-1 研究開発の推進と促進

(1) 資源循環に関する調査研究

ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

産業廃棄物の削減、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行い、企業における当該技術の開発を支援します。

イ 産業廃棄物不法投棄現場の環境修復に関する研究

安定化指標としての菌叢調査の有用性について、これまで取得したデータの解析を進めます。さらに、これまでの、研究成果の普及に努めます。

4章3節

計画の実現に向けた
仕組みづくり・基盤づくり

(2) 大気環境保全に関する調査研究

ア 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、四日市港等の水質、底質及び四日市市内の一般環境大気の実態調査を行うとともに、2,4-ジ-tert-ペンチルフェノール等の分析方法開発を行います。

イ 環境大気中微小粒子状物質（PM2.5）発生源推定研究

県下全域でPM2.5の常時監視が開始されることから、環境基準の維持達成に向け効果的なPM2.5対策を講じていくため、PM2.5内容成分の詳細解析に加え、気象条件、他汚染質データ等との関連を検討することにより高濃度出現要因、地域特性等の把握を行います。また、PM2.5については県境を越えた広域汚染や大陸からの越境汚染の影響が無視できないとされ、同時期に測定された他府県のデータや気象データ等を解析することによりその影響についても検討していきます。

さらに、各種の発生源からの寄与率算出のため、使用実績のあるCMB法の再検討に加え、新たな算出方法等についても検討を行います。

ウ 環境大気中におけるアルデヒド類の測定方法等に関する研究

アルデヒド類は親水性を示すため、多湿時における採取では、オゾンスクラバーやオゾンスクラバーと捕集管を接続するチューブ内に発生する水滴に吸収されてしまい捕集管に適切に捕集できない等の問題が発生することがあります。

本研究では、多湿時の環境大気中においても適切な方法で調査が実施できるように、捕集管を加温し水分の影響を少なくできるとされている捕集管加温装置やオゾンスクラバーの機能を内蔵したBPE-DNPH等について検討を行います。

(3) 水環境保全に関する調査研究

ア 有害物質による土壌汚染の自然・人為由来推定に関する研究

1) 既存の土壌汚染関連情報の収集・整理及びそのデータベース化の仕組みの構築については、既に、作業を完了し、成果を行政へ提供したことから、終了とします。

2) 土壌中重金属元素の由来（自然または人

為）推定方法の検討・開発については、土壌中重金属元素の存在形態別分析により由来判別の可能性が見いだされ、暫定的な判別方法を提案しました。この判別方法の精度を向上し、実際の人為汚染土壌に適用して有用性を確認します。

イ 多様な主体との連携による干潟・藻場再生のための実証的な取組

英虞湾における沿岸休耕地を活用した干潟・藻場再生のための実証的な取組を、地域住民や関連自治体との連携によって実施します。

ウ 干潟・藻場の環境浄化力の評価

企業などによる干潟や藻場の再生活動を支援しやすい環境を創造するために、オフセット制度導入に向けた基準づくりとして干潟・藻場の水質浄化機能やCO₂固定機能の定量的な調査を実施します。

(4) 多様な自然環境保全に関する調査研究

ア 省資源型農業確立のための有機資材とその利用技術の開発

鶏ふん、豚ふんを原料とした高窒素含有堆肥などの肥料的利用が期待できる堆肥の製造技術、堆肥の炭素貯留能評価技術等を開発するとともに、水稲作や野菜作において減化学肥料栽培を実証して、化学肥料の節減と堆肥の肥料資源利用を促進する技術体系を確立します。

イ 農業環境価値創出のための水田の生物多様性調査

三重県水稲栽培における生物多様性の指標生物を活用して環境保全型農業を実践している地域を調査し、生物多様性保全効果を評価します。

ウ 英虞湾漁場環境に係る調査

英虞湾における真珠養殖業の赤潮や環境変化による被害を防止するため、水質、底質、プランクトンの発生状況をモニタリングするとともに、漁業関係者に情報提供します。

エ 漁業資源評価に係る調査

200カイリ水域内における重要漁業資源の保全と持続的生産のために、漁業資源量の評価と、その動向予測及び管理手法の検討に必要な科学的情報を収集します。

オ 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

伊勢湾から熊野灘沿岸において、有害プランクトンの発生状況及び海洋環境の調査を愛知県

第4章 今後の取組

水産試験場と共同で実施し、有害赤潮の発生環境や広域的な赤潮の輸送パターンを把握することで、熊野灘沿岸域における有害赤潮の発生機構を解明し、赤潮予察技術の開発につなげます。
カ アユの減少要因の解明に関する研究

河川において、定期的な水質把握のほか、アユの餌となる付着珪藻の推移を把握し、アユ漁場の管理に必要な科学的情報を収集します。

5-2 環境情報の迅速な提供

(1) 環境情報の提供

ホームページ「三重の環境」では、環境調査データの中で、大気環境は大気常時監視データ、光化学スモッグ情報として毎時更新をするほか、化学物質、水環境等の環境生活部に係るデータについても、より広く分かりやすく情報提供します。

(2) 森林GISの運用

地域森林計画の樹立にあわせ、森林簿、森林計画図などの基本情報や治山、林道、保安林等の関連情報の整備を進め、システムの適正な運用に努めます。また、森林の適正な管理のため、森林簿データ等を市町や関係者に提供します。

5-3 監視・観測等の体制の整備

(1) 環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視（大気）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

(2) 公共用水域の常時監視

公共用水域（河川・海域）及び地下水について、関係機関と連携し、水質の常時監視を実施します。

(3) 有害大気汚染物質の調査

環境省が示す23の優先取組物質のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の21物質の大気環境調査を実施します。

(4) ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を、常時監視します。

(5) 騒音・振動の調査

県では、自動車交通騒音及び航空機騒音の測定を実施するとともに、市町の協力を得て、一般地域の環境騒音及び道路交通振動の測定を実施します。

6 環境で貢献する

6-1 国際的な環境協力・貢献の推進

(1) 環境技術の移転の促進

中国河南省から研修生3名を受け入れ、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）において、近年、中国で問題になっている産業公害の防止に関する技術研修を開催します。

(2) 国際的な環境保全活動の基盤整備

公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）への人的協力

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全、世界経済の持続的発展に資するために設立された公益財団法人国際環境技術移転センターに対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

4章3節

計画の実現に向けた
仕組みづくり・基盤づくり